

長野市都市内分権審議会答申（案）に係る
パブリックコメントの実施について（案）

1 目 的

長野市まちづくり提案制度実施要綱に基づき、長野市都市内分権審議会が都市内分権についての答申をするに当たり、答申（案）を市民に公表し、その意見等の提出を広く求め、これらを答申に反映させる機会の確保を図るもの。

2 提出を求める意見等

都市内分権についての答申（案）に対する意見等

3 市民に対する答申（案）の周知方法

- (1) 市民会議（平成 18 年 2 月、2 回開催）における説明
- (2) 各地区団体長説明会における説明（詳細については資料 2 参照）
- (3) 答申（案）の配布（長野市企画課、行政資料コーナー及び支所・連絡所の窓口）
- (4) 長野市ホームページへ答申（案）の掲載

4 意見等の提出期間

平成 18 年 2 月 1 日（水）～ 2 月 15 日（水）

5 意見等の提出方法

- (1) 郵送・ファクシミリ・持参による提出

次のとおり配布する提案用紙により、郵送、ファクシミリ又は窓口への持参により提出する。

- ・市民会議の会場で配布
- ・長野市ホームページからダウンロード
- ・長野市企画課、行政資料コーナー及び支所・連絡所の窓口へ設置

- (2) 市民会議における意見聴取

- (3) 各地区団体長説明会における意見聴取

- (4) 長野市ホームページ上の入力フォームを使用して提出

市民会議及び団体長説明会での意見聴取を除き、電話や口頭による意見は受け付けないものとする。

6 意見等の公表

提出された意見等については、個別の回答は行わないが、答申への反映状況等を付して、長野市企画課、行政資料コーナー、各支所・連絡所及び長野市ホームページで公表する。

7 市民会議の開催

(1) 開催目的

長野市都市内分権審議会答申案に係るパブリックコメントでの、答申案の周知の一環として行い、市民の声を直接聴取する機会を確保し、その意見等を答申に反映させるもの。

(2) 開催日時及び会場

平成 18 年 2 月 11 日（土）14:00～15:30 篠ノ井市民会館大会議室
12 日（日）14:00～15:30 ノルテながの（吉田公民館）

(3) 出席者

審議会委員 4 名程度
事務局（企画課）

(4) 会議の内容

参加者に、答申案を配布し、内容について説明する。
説明者は、企画政策部長とする。
参加者との対話集会とする。

(5) 開催周知

広報ながの「くらしのチャンネル」欄へ掲載
長野市ホームページに掲載
その他各種広報